

総務文教常任委員長報告

(R5.3.27)

総務文教常任委員会に付託されました議案について、審査の経過概要と、その結果を報告いたします。

まず、**第41号議案、亀岡市立学校施設使用条例の一部改正**については、別院中学校の閉校に伴い、別院中学校を学校施設として利用する際の使用料の規定から除こうとするものであり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、**第51号議案、財産の取得**については、令和5年度に小学校及び義務教育学校へ入学する児童に配備するタブレット端末等の購入であり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

以上、簡単ではありますが、本委員会の報告といたします。

財産の取得 可決（全員賛成）

○新1年生へ、学習用端末を提供

・タブレット等購入

4,804万872円

亀岡市立小学校及び義務教育学校における1年生用タブレット（iPad）などを、699台分購入する。

【主な質疑】

問 新学期までに欠品なく、納品されるのか。

答 入学式に合うよう、事業者と調整している。

問 随意契約とした根拠は。

答 地方自治法施行

令第167条の2第1項第2号の規定による。タブレットを、学校内のネットワークで使用できるように設定するとともに、紛失時に、集中管理システムにより、ロックすることができると、これまでタブレットの導入に携わってきた事業者でなければ円滑に実施できないため、随意契約とするものである。

一般会計補正予算（第5号）可決（全員賛成）

○学習支援ソフト導入で深い学びを

・債務負担行為の設定

主体的かつ対話的に、深い学びの授業の実現を図るため、タブレットに学習支援ソフト「ロイロノート」を導入する。経費は令和5

年度当初予算となるが、

4月からの早期導入に向け、事前に準備する必要がある、債務負担行為を設定して、令和4年度中の事務執行を可能とする。